# 保安基準の緩和認定制度を活用した<br>自動運転車の実証実験等に必要な手続きの概要について

関東運輸局

自動車技術安全部　技術課

国土交通省

## 本資料にて使用する用語について

### ○　特別装置型自動運転車とは？

・一般的なかじ取りハンドルやペダル等を有さない自動車を使用して自動運転を行う自動車をいいます。

### ○　遠隔型自動運転車とは？

・遠隔地に設置した運転者席等により、自動運転している自動車の遠隔監視・操作を行う自動車をいいます。

### ○　自動運行装置とは？

・国土交通省の認可を取得した自動運転機能を有する装置をいいます。
・自動運行装置について国土交通省の認可を取得するには、走行環境条件の付与を受けること、保安基準に規定する自動運行装置の基準に適合すること等が必要となります。

参考：自動運行装置の保安基準等の概要（省令・告示等）

### ○　走行環境条件の付与とは？

・自動運行装置を自動車に備えるために必要な条件です。
・自動運行装置を用いて自動運行することが可能な道路状況、環境状況、走行状況などが国土交通省より付与されます。　※付与された環境でのみ自動運行することが可能

### ○　保安基準の緩和認定制度とは？

・保安基準を満たして運行することができない自動車について、保安基準第55条の規定に基づき、「保安基準の一部を緩和する制度」です。
・自動運転システム等を搭載した自動車については、遠隔操作又は自動運行の技術の向上に資するために行う走行に用いられる場合（実証実験等）に当該制度の活用が可能です。
※　自動運転技術の開発を目的とした実証実験等に用いられる原動機付自転車にも活用が可能です。

# 2．自動運転実証等に必要な手続き

○　特別装置型自動運転車を使用して自動運転実証を行いたい

⇒　保安基準の緩和認定申請が必要

※コントローラ等により自動車の操縦を行う場合、保安基準不適合となるため。

○　遠隔型自動運転車を使用して自動運転実証を行いたい

抵触する保安基準がない場合　⇒　特段の手続きなしに公道実証が可能

抵触する保安基準がある場合　⇒　保安基準の緩和認定申請が必要

※自動車の運転者席を無人として実証を行うなど、遠隔操作主体の実証を行う場合には、保安基準不適合とみなされるため。

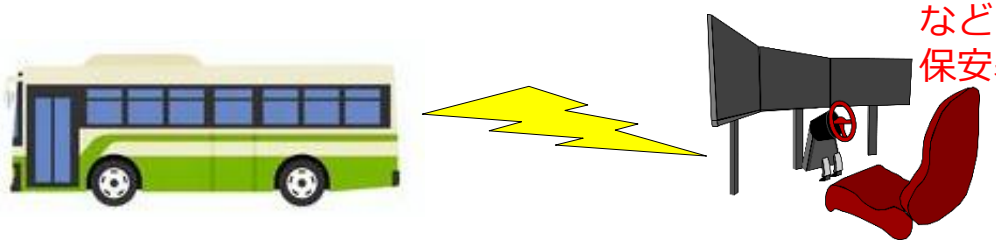

○　自動運行装置を自動車に備え、国土交通省の認可を取得した自動運転車として運行を行いたい

⇒　走行環境条件の付与申請が必要（概要は次ページ参照）

# 3.走行環境条件の付与申請に必要な書面等について

国土交通省

自動運行装置を備えるためには、道路運送車両法第41条第2項より以下を満たす必要があります。

① 自動運行するための性能・機能を有する装置を備えること
② 走行環境条件の付与を受けること
③ 作動状態記録装置を備えること

## ①、③に関して

○ 自動運行するための性能・機能についての要件は保安基準第48条（細目告示第150条の2第1項第1号～第14号）に規定されています。

○ 作動状態記録装置の要件については保安基準第48条（細目告示第150条の2第1項第15号）に規定されています。

⇒ 別添123「作動状態記録装置の技術基準」に適合すること

※細目告示第2節
適用車の場合

## ②に関して

○ 走行環境条件の付与については、実施要領において以下の提出書面の詳細が規定されています。

① 保安基準第48条に適合することを証する書面を提出すること
（保安基準第48条、細目告示第150条の2関係）

・別添120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」または「協定規則第155号の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合すること（細目告示第99条第3項関係）
・別添121「プログラム等改変システムの技術基準」または「協定規則第156号の7.2.」に適合すること（細目告示第99条第5項関係）
※保安基準第48条にはこの２つの基準も含まれている。

② 自動車の特定改造の許可に関する省令（令和２年国土交通省令第66号）第４条第１項第１号 （ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和２年国土交通省告示第787号）第１条第１項中の「協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていることを証する書面（無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。）を提出すること

**上記の内容から、走行環境条件の付与申請に必要な書面の例は以下のとおりとなります。**

① 保安基準第48条（細目告示第150条の2第1第1号～第14号）に適合することを証する公的試験機関の試験結果成績書又は自動運行装置の製作者が適合するものであることを証する書面
② 別添123「作動状態記録装置の技術基準」に適合することを証する公的試験機関の試験結果成績書
③ 使用する車両が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面

この他、申請書等

# ４．保安基準緩和の認定制度を活用した自動運転実証までの主な流れ

国土交通省

## 申請者（自動車の使用者）

★必要な手続きは大きく分けて以下の３つ（注）

- 保安基準の緩和認定申請
- 並行輸入自動車の届出
  ※使用する車両が並行輸入自動車でない場合は不要
- 自動車検査証の取得

→ 公道での実証実験

### 関東運輸局

主な役割
- 基準緩和相談
- 基準緩和審査
- 基準緩和認定　など

①基準緩和認定申請
※標準処理期間１ヶ月
④基準緩和認定書の交付

### （独）自動車技術総合機構
※軽自動車の場合は軽自動車検査協会

主な役割
- 並行輸入自動車の届出相談
- 並行輸入自動車事前審査
- 保安基準の適合性審査（車検時の車両検査）　など

②並行輸入自動車届出
※標準処理期間１５日
③事前審査の決裁

### 運輸支局・自動車検査登録事務所
※軽自動車の場合は軽自動車検査協会

主な役割
- 新規登録・検査受付
- 車検の審査依頼
- 車検証の交付　など

車検時の車両審査依頼
審査結果通知

⑤新規検査・登録の申請
※ネットにて**車検予約**が必要
⑥自動車検査証の交付

注：道路使用許可など別途警察へ申請が必要な事項があります。

警察庁ホームページ　自動運転実証実験について

# 5．基準緩和認定申請に必要な書面

国土交通省

○　基準緩和認定申請には次の書面が必要となります。

| | |
|---|---|
| ① | 基準緩和認定申請書 |
| ② | 誓約書 |
| ③ | 保安基準等適合検討書 |
| ④ | 保安基準等適合検討結果確認証明書 |
| ⑤ | 車両外観四面図 |
| ⑥ | 運行の概要説明書 |
| ⑦ | 自動運転システム等の概要説明書 |
| ⑧ | 申請者の社名、住所、代表者の氏名が分かる資料（登記簿謄本の写し等） |
| ⑨ | 並行輸入自動車届出書の写し（日本国内未登録の並行輸入自動車の場合に限る。） |
| ⑩ | その他、審査の上で必要と認められる資料 |

※基準緩和認定要領・申請書等の様式については

「遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領」をご確認ください。

※各書面の記載方法については「基準緩和申請に必要な書面・記載方法等について」をご確認ください。

# 6．基準緩和認定制度を活用した実証車両の例

国土交通省

関東運輸局管内では以下のような自動車が基準緩和認定制度を活用して
自動運転実証を行っています。

※令和３年度認定実績　計４２台

## 特別装置型自動運転車

一般的なかじ取りハンドルやペダル等が
ない自動車を使用しての自動運転実証

出典：WILLER(株)プレスリリースより

## 遠隔型自動運転車（※）

遠隔監視・操作による
大型バスの自動運転実証

出典：相鉄バス(株)ホームページより

## 自動配送ロボット

遠隔監視・操作による
配送ロボットの自動運転実証

出典：Panasonic(株)ホームページより

※　抵触する保安基準がない自動車を使用し、
基準緩和認定が不要な自動運転実証も多数
行われています。

（参考）
中型自動運転バスによる実証実験を開始します
－国土交通省ＨＰ（令和2年7月10日プレス）－

実証車両例

【使用車両】
エルガミオ（いすゞ自動車）改造
・全長:9m、全幅:2.3m、全高:3m
・乗車定員56人（座席28人）※
・最高速度50km/h

# 7．基準緩和認定の申請・お問い合わせ先

国土交通省

○　基準緩和認定申請、お問い合わせは、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局へお願い致します。

| 使用の本拠の位置となる都道府県 | 申請先の地方運輸局 | 担当部署 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 北海道札幌市中央区大通西１０丁目 | 011-290-2753 |
| 青森県　岩手県　宮城県<br>秋田県　山形県　福島県 | 東北運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１ | 022-791-7535 |
| 茨城県　栃木県　群馬県<br>埼玉県　千葉県　東京都<br>神奈川県　山梨県 | 関東運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 神奈川県横浜市中区北仲通５-５７ | 045-211-7255 |
| 新潟県　富山県　石川県<br>長野県 | 北陸信越運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目２番１号 | 025-285-9155 |
| 福井県　岐阜県　静岡県<br>愛知県　三重県 | 中部運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１ | 052-952-8043 |
| 滋賀県　京都府　大阪府<br>兵庫県　奈良県　和歌山県 | 近畿運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 大阪府大阪市中央区大手前４－１－７６ | 06-6949-6452 |
| 鳥取県　島根県　岡山県<br>広島県　山口県 | 中国運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 広島県広島市中区上八丁堀６番３０号 | 082-228-9143 |
| 徳島県　香川県　愛媛県<br>高知県 | 四国運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 香川県高松市サンポート３番３３号 | 087-802-6785 |
| 福岡県　佐賀県　長崎県<br>熊本県　大分県　宮崎県<br>鹿児島県 | 九州運輸局 | 自動車技術安全部<br>技術課 | 福岡県福岡市博多区博多駅東２－１１－１ | 092-472-2539 |
| 沖縄県 | 沖縄総合事務局 | 運輸部車両安全課 | 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号 | 098-866-1837 |

※お問い合わせの際は、「自動運転車両の基準緩和認定申請について」とお伝えください。
※使用の本拠の位置が変更となる場合、基準緩和認定は無効となります。このため、新たに使用の本拠の位置となる都道府県を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局へ、改めて基準緩和認定申請が必要となります。

# 8．並行輸入自動車の届出（参考）

国土交通省

○　日本国内未登録の輸入自動車（型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車、型式認定自動車を除く。）の場合に次の書面（例）を揃えた上で、新規検査を受検する運輸支局または自動車検査登録事務所に併設された（独）自動車技術総合機構へ、軽自動車の場合には軽自動車検査協会へ届出が必要です。

| | |
|---|---|
| ① | 並行輸入自動車届出書 |
| ② | 自動車通関証明書 |
| ③ | 製作年月日の判定資料 |
| ④ | 車両諸元概要表 |
| ⑤ | 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料 |
| ⑥ | 外観図 |
| ⑦ | 原動機等に関する資料 |
| ⑧ | 騒音規制への適合性に関する書面等 |
| ⑨ | 排出ガス試験結果成績書（電気自動車の場合には不要。） |
| ⑩ | 技術基準等への適合性を証する書面 |
| ⑪ | 技術基準等宣言書 |
| ⑫ | 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書 |

※詳細については（独）自動車技術総合機構ホームページより審査事務規程をご確認ください。

審査事務規程　別添３「並行輸入自動車審査要領」

※並行輸入自動車の届出に関する問い合わせについては（独）自動車技術総合機構
(軽自動車の場合には軽自動車検査協会)へお願い致します。

（独）自動車技術総合機構　全国の事業所

軽自動車検査協会　全国の事務所・支所一覧